

取引停止等の措置基準

NHKでは、不正または不適切な行為を行った取引先に対して、次の基準により、取引停止等の措置を行います。

措置要件	措置期間	
	最短	最長
<p>[虚偽記載]</p> <p>1 NHKが発注する契約に係るものにおいて、契約前の資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	1か月	6か月
<p>[過失による粗雑履行]</p> <p>2 NHKと締結した契約の履行にあたり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき(かしが軽微であると認められるときを除く。)</p> <p>3 NHKと締結した契約以外の契約(以下「一般契約」という。)の履行にあたり、過失により履行を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。</p>	1か月	6か月
<p>[契約違反]</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、NHKと締結した契約の履行にあたり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	2週間	4か月
<p>[放送事故およびその他の損害]</p> <p>5 NHKと締結した契約または一般契約の履行にあたり、放送事故を生じさせたときもしくはNHKに損害を与えたとき。</p>	<p>嚴重注意</p> <p>(故意または重大な過失による場合は第2号・第3号の措置に準ずる)</p>	
<p>[安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故]</p> <p>6 NHKと締結した契約の履行にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者もしくは負傷者を生じさせ、または損害(軽微なものを除く。)を与えたとき。</p> <p>7 一般契約の履行にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者もしくは負傷者を生じさせ、または損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	1か月	6か月
<p>[安全管理措置の不適切により生じた契約関係者事故]</p> <p>8 NHKと締結した契約の履行にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、契約関係者に死亡者もしくは負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>9 一般契約の履行にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、契約関係者に死亡者または負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	2週間	4か月
<p>[贈賄]</p> <p>10 次のイ、ロ、ハに掲げる者が①NHKの役職員または②他の公共機関の役職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>		
<p>イ 代表役員等(登録者である個人または登録者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。)をいう。以下同じ。)</p>	①4か月	12か月
	②3か月	9か月
<p>ロ 一般役員等(登録者の役員(執行役員を含む。)またはその支店もしくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)を代表する者でイに掲げる者以外のものをいう。以下同じ。)</p>	①3か月	9か月
	②2か月	6か月
<p>ハ 使用人(登録者の使用人でロに掲げる者以外のもの。)</p>	①2か月	6か月
	②1か月	3か月

措置要件	措置期間	
	最短	最長
〔独占禁止法違反行為〕		
11 次のイ、ロに掲げる独占禁止法違反の事態が発生したとき。		
イ NHKと締結した契約に関し、独占禁止法第3条または第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	3か月	24か月
ロ 一般契約に関し、独占禁止法第3条または第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき	2か月	9か月
〔競売入札妨害または談合〕		
12 NHKと締結した契約に関し、代表役員等が競売入札妨害または談合の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	4か月	12か月
13 NHKと締結した契約に関し、一般役員等または使用人が、競売入札妨害または談合の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	3か月	12か月
14 一般契約に関し、代表役員等が競売入札妨害または談合の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	3か月	12か月
15 一般契約に関し、一般役員等または使用人が、競売入札妨害または談合の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	2か月	12か月
〔建設業法違反行為〕		
16 NHKと締結した契約において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	2か月	9か月
17 一般契約に関し、建設業法の規定に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1か月	9か月
〔不正または不誠実な行為〕		
18 前各号に掲げる場合のほか、登録者が行う業務(個人の私生活上の行為以外の、登録者の業務全般)に関し不正または不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1か月	9か月
19 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、または禁こ以上の刑もしくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1か月	9か月